

# 大阪市耐震診断・改修補助事業 申請の手引き

## 耐震除却工事編

### ～令和8年度版～

#### ■ お問い合わせ先 ■

大阪市都市整備局  
耐震・密集市街地整備 受付窓口

業務受託者：大阪市住宅供給公社  
(愛称：大阪市住まい公社)

〒530-0041 大阪市北区天神橋6丁目4-20

大阪市立住まい情報センター 4階 5番窓口

電話 06-6882-7053

ファックス 06-6882-0877

開館時間 平日・土曜9:00~17:30/祝日10:00~17:00

休館日 火曜日(祝日の場合は翌日)、日曜日、祝日の翌日(月曜日の場合を除く)、年末年始



Osaka Metro 堺筋線・谷町線「天神橋筋六丁目」駅3号出口

## 目 次

1. ご注意	P1-1
2. 耐震除却工事について	P1-2
3. 手続きの流れ	P2
4. [①事前相談]に必要な書類及び記入例	P3
5. [②補助金の交付申請]に必要な書類及び記入例	P4
6. [③実績報告]に必要な書類及び記入例	P25
7. [④補助金の請求]に必要な書類及び記入例	P32
8. [補助金交付変更申請・変更承認申請]に必要な書類及び記入例	P32
9. 補助事業を廃止する場合に必要な書類及び記入例	P39
10. 代理受領の手続きについて	P41

## ご注意（申請の前にご確認ください）

- (1) 原則、補助金の交付決定通知を受けた後に、契約してください。通知を受ける前に耐震除却工事の着手を行った場合、補助を受けることができなくなります。
- (2) 各種申請手続きは、必要書類を作成のうえ、窓口（表紙記載）までご持参いただくか、郵送してください。
- (3) 補助金の支払いは、耐震除却工事の完了後、補助金額が確定してからとなります。補助金の交付決定通知を受けていても、耐震除却工事を取りやめた場合などは、補助金は支払われません。
- (4) 本補助事業については、各年度の予算の範囲内で補助します。よって、予算執行の状況により、年度途中であっても、補助申請の受付を終了することがありますのでご了承ください。
- (5) 申請書類は、黒インク又は黒ボールペンで記入してください。**（鉛筆や消せるインクは使用しないでください。）**
- (6) 申請書類に訂正が必要となった場合は、原則として以下のいずれかにより対応してください。
  - ・訂正後のものに差しかえる。
  - ・二重取り消し線＋サイン又は訂正印(委任状(申請者の場合は申請書)にサイン又は押印がある場合のみ可)
- (7) 申請書類は、捨印での訂正はしないでください。

## 耐震除却工事について

### ●耐震技術者の資格要件（容易な耐震診断調査票を活用する場合を除く）

建築士法の規定により登録を受けている建築士事務所に所属する建築士（⑤の受講修了者で建築士以外の者を除く）であり、次のいずれかに掲げる者であること。

	木造	非木造
耐震診断技術者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ① + ⑥</li> <li>・ ④ + ⑥</li> <li>・ ⑤</li> <li>・ ⑥（木質系工業化住宅に限る）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ② + ⑥</li> </ul>

凡例)① 規則<sup>※1</sup> 第5条第1項第1号に規定する「木造耐震診断資格者講習」<sup>※2</sup>の受講修了者

② 規則<sup>※1</sup> 第5条第1項各号のいずれかに該当する者

③ (一財)日本建築防災協会が主催する「木造住宅の耐震改修技術者講習会」の受講修了者

④ (一財)日本建築防災協会が平成 24 年度及び平成 25 年度に主催又は共催した「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」の受講修了者

⑤ (公社)大阪府建築士会等が主催する「既存木造住宅の耐震診断・改修講習会(平成 24 年度以降に開催されたものに限る。)」の受講修了者

⑥ 補助対象となる住宅の設計又は工事監理を行うことができる建築士資格を有する者

※1 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第 28 号)

※2 (一財)日本建築防災協会が平成 26 年度以降に主催する「国土交通大臣登録 耐震診断資格者講習」

### ●耐震診断基準 次のいずれかの方法に基づいて行うこと。

#### 【木造住宅】

- ・ 一般財団法人日本建築防災協会による「2012 年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」または「2025 年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」
- ・ 大阪府及び一般社団法人日本建築構造技術者協会の監修による「大阪府木造住宅の限界耐力計算による耐震診断・耐震改修に関する簡易計算マニュアル」に定める計算法
- ・ 一般社団法人プレハブ建築協会による「木質系工業化住宅の耐震診断法」
- ・ 「住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について(技術的助言)」(国住市第 40 号令和6年1月 30 日)の別添「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」 ※ただし、昭和 56 年5月 31 日以前に建築されたものに限る

#### 【非木造住宅】

- ・ 平成 18 年1月 25 日付国土交通省告示第 184 号別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第1第2号に定める方法
- ・ 国土交通大臣が上記方法と同等以上の効力を有すると認める方法

## 必要書類の取得方法について(参考)

### (参考)証明書のコンビニ交付サービスについて

マイナンバーカードをお持ちの大阪市民の方は、窓口よりも交付手数料が100円お得なコンビニ交付サービスを是非ご利用ください。(一部交付できない証明書があります。)詳細につきましては、大阪市ホームページをご覧ください。

(大阪市コンビニ交付HP) <https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000284183.html>

(大阪市マイナンバーカードHP) <https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000427409.html>

(大阪市財政局HP) <https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000336592.html>

### 【固定資産(家屋)評価証明書の発行】

証明書の発行については、大阪市内のすべての区役所、区役所出張所の窓口及び市税事務所で行うことができます。

※ 証明書に、建築年と共有者氏名が記載されていることが必要ですので、窓口へお伝えください。

<税証明書の発行できる窓口について>

(大阪市財政局HP) <https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000006810.html>

### 【不動産登記事項証明書の発行】

登記事項証明書(登記記録に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面)の交付を請求する場合には、最寄りの登記所に、必要な事項を記載した請求書を提出してください。

<登記事項証明書の発行できる窓口について>

(法務局HP) <http://houmukyoku.moj.go.jp/osaka/index.html>

### 【課税証明書、市税(市民税、固定資産税、都市計画税)の発行】

証明書の発行については、大阪市内のすべての区役所、区役所出張所の窓口及び市税事務所で行うことができます。

<税証明書の発行できる窓口について>

(大阪市財政局HP) <https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000006810.html>

### 【住民票の発行】

住民票の写しの発行については、区役所、区役所出張所、サービスカウンター、市役所1階(住民票・戸籍関係発行証明書コーナー)の窓口で行うことができるほか、郵送による請求などもできます。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

<住民票の写しの交付請求について>

(大阪市民政局HP) <https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000369790.html>

## 公的証明書等の有効期限

名 称	有 効 期 限 等	参 考
建物登記事項証明書	交付申請書の受付時点で、発行から3ヵ月以内のもの	
固定資産(家屋)評価証明書	<p>■令和8年3月31日までに証明書を発行した場合 →令和7年度の証明書</p> <p>■令和8年4月1日以降に証明書を発行した場合 →令和8年度の証明書</p> <p>※前々年度のもの認めません。</p>	令和8年度の固定資産(家屋)証明書は、令和8年4月1日から発行できます。
法人登記事項証明書等	交付申請書の受付時点で、発行から6ヵ月以内のもの	
課税(所得)証明書 (法人の場合は、 納税証明書<その2>(法人税 に係る所得金額の証明)	<p>■令和8年5月31日までに証明書を発行した場合 →令和7年度(令和6年度中の所得)の証明書</p> <p>■令和8年6月1日以降に証明書を発行した場合 →令和8年度(令和7年度中の所得)の証明書</p>	課税(所得)証明書は、前年の所得を証明するものです。新年度の課税(所得)証明書は、6月1日(土日の場合は翌開庁日)から発行可能です。 例:令和8年度の課税(所得)証明書(令和7年度中の所得の証明)は、令和8年6月1日より発行できます。
除籍謄本	無し	※建物所有者(工事の場合は共有者を含む)が死亡している場合のみ必要です。
戸籍謄本	交付申請書の受付時点で、発行から3ヵ月以内のもの	※建物所有者(工事の場合は(共有者を含む)が死亡している場合に、法定相続人全員が確認できものがが必要です。
印鑑登録証明書	交付申請書の受付時点で、発行から3ヵ月以内のもの	※同意書等で、実印の押印が必要な場合のみ必要です
確定申告書の写し	申請年度の前年度のもの	※消費税仕入税額控除を行う場合のみ必要です。

# 手続きの流れ

※補助要件の確認のため、事前に耐震診断が必要です

## ①事前相談 →P.3

事前相談書と必要書類をご提出ください

事前相談書様式のダウンロード・  
固定資産(家屋)評価証明書の  
取得方法はこちら ▶



### 事前相談の必要書類

- ・建物の外観全体が確認できる写真(原則2方向以上から撮影ください。)
- ・建物所有者全員・建築年次・棟明細が確認できる  
**固定資産(家屋)評価証明書**
- ・間取り図(簡単な手書き図面でも可)

## ②補助金の交付申請 →P.4

交付申請は補助事業着手予定日の30日前かつ令和8年12月28日(月)まで  
(事前相談書の提出後、3ヶ月以内にご提出ください)

### 補助金の交付決定通知

(補助金の交付申請から、約1ヶ月(書類の訂正期間を除く)で通知書を交付します)

原則、上記の交付決定通知を受けた後に、契約してください  
※通知を受ける前に耐震除却工事の着手を行った場合、補助を受けることができなくなります

### 耐震除却工事の実施

必要に応じて現地調査を行います  
工事内容に変更等が生じた場合は別途申請が必要になりますので、速やかに窓口までお問い合わせください  
(変更申請等は、令和9年1月29日(金)までにご提出ください)

### 耐震事業者への支払い

契約後、実績報告の提出までに全額をお支払いください  
(代理受領(→P.41)の場合は補助金額を差し引いた額をお支払いください)  
※実績報告時に支払いを証する書類の写しを提出する必要があります。  
申請者の名義以外の支払や現金支払は認められません。(P.29参照)

## ③実績報告 →P.25

令和9年2月26日(金)までにご提出ください

### 補助金の額確定通知

(実績報告書の提出から、約1ヶ月(書類の訂正期間を除く)で通知書を交付します)

## ④補助金の請求 →P.32

令和9年4月30日(金)までにご提出ください

### 補助金の入金

(請求書の提出から、約1ヶ月後に補助金をご指定の口座に振り込まれます) ※振込日の通知はありません

※各書類の提出については、郵送・行政オンラインシステム等による提出も受け付けますので、まずは窓口までご相談ください  
※各書類のご提出が締切り直前となる場合は、必ず事前に窓口までお知らせください  
※工事中は仮囲い等に、耐震除却工事を行っている表示をするよう努めてください  
※詳しい内容は、ホームページ(<https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000370839.html>)をご参照ください

## 〔①事前相談〕に必要な書類及び記入例

### ● 提出書類一覧

①事前相談		提出部数<1部>	
1	事前相談書		
2	写真	カラ-写真	建物外観を原則2方向以上から撮影
3	固定資産(家屋)評価証明書	原本又は 写し提出	建物所有者全員・建築年次・棟明細が確認できること(P.9 参照) 平成12年に建築されたものにあつては、建築年月日が確認できる書類も必要
4	間取り図(簡単な手書き図面でも可)		住宅以外の用途を含む場合は、住宅部分をマーカー等で明示

- ★ 長屋の区分所有で所有者が複数の場合は、それぞれ事前相談書を提出してください。
- ★ 長屋等の一部解体は補助対象外になります。
- ★ その他、上記以外の書類が必要になる場合があります。
- ★ 居宅の用途以外については、原則として補助対象外となります。
- ★ 店舗・事務所等の用途を含む併用住宅の場合は、半分を超える床面積が住宅であることが要件となりますのでご注意ください。
- ★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。
- ★ 原本の写しが提出された場合、その原本の写しに疑義が生じた場合には原本の提示を求める場合があります。

### <注意事項>

- ・ 建物外観をわかりやすく写した写真を提出してください。
- ・ 1住戸の範囲が不明確な住宅については、建築図面や、戸数分の玄関、便所、台所などの写真の提出を求めることがあります。

## 〔②補助金の交付申請〕に必要な書類及び記入例

### ● 受付期間

申請の受付期限は**令和8年12月28日(月)**です。ただし、予算執行の状況により、期限前に受付を終了する場合があります。

事前相談書の提出後、3ヶ月以内に補助申請をしなかった場合は、改めて事前相談書を提出してください。

### ● 提出書類一覧（※印の書類については、申請条件により不要な場合があります。）

②補助金交付申請		*下記の順番に並べて提出してください。		提出部数<2部>
1	補助金交付申請書	様式1	補助事業者＝補助金申請者	
2	委任状	様式あり	申請書類の提出・訂正、各種書類の受け取りを事業者へ委任する場合に提出	
3	付近見取図		方位・道路及び目標となる地物を明示、敷地はマーカー等すること	
4	固定資産(家屋)評価証明書	原本又は写し提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物所有者全員・建築年次・棟明細が確認できること</li> <li>・平成12年に建築されたものにあつては、建築年月日が確認できる書類も必要 (同一年度内の本補助制度の交付申請時に添付されている場合または事前相談時に提出済の場合はコピー可)</li> </ul>	
5	住民票（直近のもの）※	世帯全員分 原本又は写し提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月31日以前に建築された建物の場合に提出</li> <li>・補助事業者が法人の場合は、代表者の氏名を確認できる公的書類(法人登記事項証明書等)</li> </ul>	
6	課税(所得)証明書 ※ (申請年度(前年中の所得)のもの)	世帯全員分 原本又は写し提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月31日以前に建築された建物の場合に提出</li> <li>・補助事業者が法人の場合 法人の課税(所得)証明書のみ提出 (同一年度内の本補助制度の交付申請時に添付されている場合はコピー可)</li> </ul>	
7	納税証明書(前年度分)	原本又は写し提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民税(法人の場合は法人市民税)・固定資産税及び都市計画税(市内に所有するすべての土地建物)の納税証明書</li> <li>・補助事業者が複数の場合は全員分を提出</li> <li>・補助事業者と同一世帯の建物所有者がいる場合、その建物所有者全員分を提出</li> </ul>	
8	誓約書 ※	様式あり	所有者と居住者が異なる場合(貸家など)、居住者同意の確認のため提出	
9	建物所有者または法定相続人全員の同意書(実印)、印鑑登録証明書※	様式あり	下記の場合に提出	
		原本又は写し提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定相続人が複数いるときの代表申請</li> <li>・共有者、区分所有で代表申請</li> <li>・配偶者または一親等以内の親族による申請</li> </ul>	

②補助金交付申請		* 下記の順番に並べて提出してください。		提出部数<2部>
10	戸籍謄本、除籍謄本 等 ※	原本又は 写し提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物所有者死亡の場合 建物所有者が死亡していることを確認できる公的書類及び法定相続人全員が確認できる公的書類(出生してから亡くなるまでの連続した戸籍謄本等。また、戸籍から除籍された法定相続人がいる場合は、相続人全員の現在の戸籍謄本又は抄本(被相続人が死亡した日以後の証明日のもの。)</li> <li>・配偶者または一親等以内の親族による申請の場合 建物所有者との関係が分かる公的書類</li> </ul>	
11	耐震除却工事 見積書の写し		建物本体の解体工事とその他の工事を分けて計上すること(P.15 参照)	
12	除却計画書	様式あり		
13	◎ 現状の耐震診断書	容易な耐震診断調査票を活用する場合	様式あり	旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票を提出
		耐震技術者による耐震診断を実施する場合		診断所見等、現地調査内容を詳細に記入したものを添付し、診断書の図面で床面積が分からないものについては、求積図を添付(住宅以外の用途がある場合は、住宅部分の範囲を明示)
	◎ (現況写真：各部屋・劣化箇所・外観・床下・屋根裏・水まわり等)	容易な耐震診断調査票を活用する場合 耐震技術者による耐震診断を実施する場合	カラ-写真	一見して倒壊の危険性があると判断できる部分が明瞭にわかる写真を提出 撮影箇所、劣化等の内容が分かるようにコメントを記入して提出
14	◎ 耐震診断技術者の資格証の写し		資格を証明できる書類 (資格要件 P.1-2 参照) ※ 容易な耐震診断調査票を活用する場合は不要	
	◎ 耐震診断技術者について	様式あり	耐震診断技術者が建築士の場合 ※ 容易な耐震診断調査票を活用する場合は不要	
15	補助金交付額算出書	様式あり		

- ★ 別途、書類が必要になる場合があります。
- ★ 提出部数は計2部です(正本1部・副本1部)。副本については、コピーでも可。
- ★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。
- ★ 原本の写しが提出された場合、その原本の写しに疑義が生じた場合には原本の提示を求める場合があります。
- ★ 交付決定通知書を受ける前に契約を行った場合は、交付申請時に工事請負契約書(写し)及び着手前写真(新聞等の日付が確認できるものを含む)を提出してください。また、交付決定通知日以降に工事に着手し、速やかに着手届(様式 26)を提出してください。

◎ 次の条件が満たされた場合の補助金の交付申請については、一部の添付図書を省略することができます。

【条件】申請書を提出しようとする年度と同一年度に、耐震診断費補助制度Ⅰ型またはⅡ型について、補助金額の確定が通知されており、かつ、内容が実績報告書の内容と同じ場合（省略可能な図書）

13. 現状の耐震診断書（現地調査写真を含む）

14. 耐震診断技術者の資格証の写し・耐震診断技術者について

#### <注意事項>

- ・ 建物所有者が複数（共有名義や区分所有の長屋）の場合または法定相続人が複数いる場合は、連名による申請または代表者による申請のいずれかで行ってください。
- ・ 連名での申請を行う場合、次の提出書類は連名用の様式を使用してください。  
「1. 補助金交付申請書」「15. 補助金交付額算出書」
- ・ 固定資産（家屋）評価証明書の建物所有者と補助事業者が異なり、その他公的書類で補助事業者の住所が確認できない場合は、現住所が確認できるもの（住民票、運転免許証の写し等）を提出してください。
- ・ 補助事業者の転居により、公的書類と現住所が異なる場合には、従前の住所と現住所が確認できるもの（住民票等）を提出してください。

②-1 補助金交付申請書（様式1）

様式1（第5条関係、第9条関係）

【共通】

申請日(窓口受付日)を記入してください。

令和 ● 年 6 月 1 日

補助事業者(所有者)の住所(公的書類に記載の住所)・氏名及びフリガナ(必ずカタカナで)記入してください。

所 **大阪市北区中之島1-3-20**

補助事業者 フリガナ **オオサカ タロウ**

氏 名 **大阪 太郎**

補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、大阪市耐震診断・改修補助事業要綱の規定に基づき、

下記

※訂正がある場合は、差し替えるか、二重取り消し線の上にサイン(又は押印)してください  
(修正液・修正テープ等による修正は認められません)  
※捨印はご使用いただけません。

1 補助事業名称 補助事業内容	大阪市耐震診断・改修補助事業 耐震除却工事費補助制度	<b>耐震除却工事を行う建物の地名地番</b>
2 建物所在地 (地名地番)	大阪市 <b>北</b> 区 <b>中之島1丁目3番地</b>	
3 交付申請額	金 <b>700,000</b> 円 補助対象費用 ●, ●●●, ●●● 円	<b>補助金の申請額</b>
4 構造	[ <b>木造</b> ・ 非木造 ]	<b>契約予定金額のうち 補助対象となる 耐震除却工事費(税抜)</b>
5 住宅の建て方	[ <b>戸建住宅</b> ・ 長屋 ( 戸 ) ・ 共同住宅 ( 戸 ) ]	
6 階数	<b>2</b> 階建て	<b>・該当する項目に○をしてください。 ・長屋、共同住宅の場合は、戸数を 忘れず記入してください。</b>
7 延べ面積	<b>95.66</b> m <sup>2</sup>	<b>小数点第2位まで記入</b>
8 居住形態	現に居住 <b>自己居住</b> ・ 貸家 ) ・ これから居住 ( 自己居住 ・ 貸家 ) 空家 ・ その他 ( )	<b>該当する項目に○をしてください。</b>
9 補助事業等の着手 及び完了予定日	令和 ● 年 <b>7 月 15 日</b> ~ 令和 ● 年 <b>9 月 30 日</b>	
10 過去 活用状況	[ 活用した ] <b>活用していない</b>	<b>当該年度の2月末日までの 日付を記入してください。</b>
11 法令に基づく措置	[ 命じられている ・ <b>命じられていない</b> ]	
12 代理受領制度 受任予定者 ( 会社住所 ) ( 会社名 ) ( 代表者氏名 )	※代理受領制度を利用予定の方のみご記入ください。 <b>代理受領制度を利用する場合のみ記入</b>	

＜注意事項＞

- ・ 建物所有者が複数(共有名義や区分所有の長屋)の場合または法定相続人が複数いる場合は、連名による申請または代表者による申請のいずれかで行ってください。(代表者による申請の場合は、補助事業者(申請者)以外の建物所有者または法定相続人全員の同意書(実印)と印鑑登録証明書が必要です。)
- ・ 書類の訂正時にサイン(又は訂正印)を使用する場合は、委任状にサイン(又は訂正印)が必要です。

## ②-2 委任状（様式あり）

委 任 状	
(代理人)	
所 在 地	〒 ●●● - ●●●● <b>大阪市○区△△ ×丁目○番△号</b>
会 社 名	<b>株式会社○○○建築設計事務所</b>
氏 名	<b>淀屋橋 一郎</b>
電 話 番 号	<b>( 06 ) 0000 - ××××</b>
E-mail	<b>kentikusekai@○○○.○○</b>

見積書等と同じように正確にご記入ください。

私は、上記の者を代理人と定め、大阪市耐震診断・改修補助事業に係る下記の権限を委任します。

記

- 1 申請内容
  - ・ 耐震除却工事費補助
- 2 委任事項
  - ・ 補助申請書類の提出に関する事
  - ・ 補助申請書類の訂正に関する事
  - ・ 通知書等各種書類の受け取りに関する事（該当するものにチェック）
    - 電子メールでの受け取りを希望する
    - 上記住所へ郵送での受け取りを希望する

令和 ● 年 6 月 1 日

委任者 (補助事業者)	住 所	<b>大阪市北区中之島1-3-20</b>
	氏 名	<b>大阪 太郎</b>

## ＜注意事項＞

- ・ 手続きを委任される場合に必要です。
- ・ 委任事項を確認してください。
- ・ 書類の訂正時にサイン(又は訂正印)を使用する場合は、サイン(又は訂正印)が必要です。
- ・ 委任状に誤記がある場合は、正しいものに差しかえるか、サイン(又は訂正印)により訂正(代理人と委任者(補助事業者)両者のサイン(又は押印)が必要)してください。

②-4 固定資産(家屋)評価証明書 (原本又は写し)

固定資産(家屋)評価証明書を取得する場合、申請書記入例のとおり記入を行い、P1-3 に記載の窓口にご提出いただき、固定資産(家屋)評価証明書を取得してください。

申請書記入例

固定資産(土地・**家屋**・償却資産)評価証明書交付申請書

※太枠の中に必要事項を記入(該当する口に✓)してください。

申請日	年 月 日		大阪市 長 あて
窓口へ来られた方(申請者)	(住所)		
	(フリガナ)	(証明が必要な方との関係)	
	(氏名)	本人・同一世帯の親族・代理人・相続人 法人代表者・従業員・その他 ( )	
	(生年月日)	年 月 日	(日中に連絡の取れる電話番号) ( ) - ( )

窓口へ来られた方は、マイナンバーカード、運転免許証、公的医療保険の資格確認書、パスポート、在留カードなどの本人であることを確認できるものをご提示ください。  
代理の方(同一世帯の親族を除く)が申請するときは、委任状または代理権限授与通知書が必要です。  
(※大阪市外にお住まいの方は、同一世帯の親族であっても委任状が必要です。)

どなたの証明書が必要ですか(現在の所有者)	(住所または所在地)	捺入の証明書を、その法人の従業員が取得する場合、下欄に代表者印の押印があれば、委任状は不要です。 ※本人確認書類に加え、従業員証や社名入りの公的医療保険の資格確認書の提示が必要です。
	<input type="checkbox"/> 同上 (フリガナ) (氏名または法人名および代表者氏名) <input type="checkbox"/> 同上 (生年月日) 年 月 日	
1月1日現在の所有者(年内に所有者の変更があった等の場合)	(住所または所在地)	法人代表者印 押印欄 
	<input type="checkbox"/> 同上 (フリガナ) (氏名または法人名)	

- (注意事項)
- 当該年の1月1日現在の状況を証明しますので、所有権移転等により、当該年の1月1日現在の状況と異なる場合は、その旨が確認できる書類をご提示ください。
  - 証明書を速やかに発行できるよう、物件の所在地は登記簿上の所在地番を記載し、家屋の場合は家屋番号もあわせて記載してください。
  - 家屋の棟明細が必要な場合は、必要な付記事項等欄の棟明細にチェックのうえ、ご入用の証明内容を○で囲ってください。なお、明細の1棟ごとに1件分の手数料が必要になります。
- ※ 申請物件を特定できない場合、発行できないこともありますので、あらかじめご了承ください。

どなたの証明書が必要ですか	<input type="checkbox"/> 簡便証明 (価格のみ記載)	<input checked="" type="checkbox"/> 公課証明 (価格・課税標準額・税額が記載)		
必要な資産	物件の所在地 (登記簿上の所在地番) [償却資産の場合は、区名のみ記載してください]	家屋番号または資産の種類	必要年度	通数
1	<input type="checkbox"/> 土地 <input checked="" type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> 償却資産	(区名) (町名) 区 丁目 番地 令和8年度 1 通		
2	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> 償却資産	(区名) (町名) 区 丁目 番地 年度 通		
3	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> 償却資産	(区名) (町名) 区 丁目 番地 年度 通		
4	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> 償却資産	(区名) (町名) 区 丁目 番地 年度 通		
必要な付記事項等	<input type="checkbox"/> 共有者氏名 <input type="checkbox"/> 建築年 <input type="checkbox"/> 棟明細 (棟明細のみ・合計と棟明細) <input type="checkbox"/> 滅失している旨 (滅失年 年) <input type="checkbox"/> その他 ( )			
何にお使いですか	<input type="checkbox"/> 登記申請 <input type="checkbox"/> 相続・贈与 <input type="checkbox"/> 訴訟 <input type="checkbox"/> 官公庁提出 <input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 融資 <input type="checkbox"/> 資産管理 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( <b>大阪市耐震診断補助事業等の申請</b> )			

通数	件数 無料 有料	手数料	税証番号
土地		第 4 -	
家屋		第 5 -	

「必要な付記事項等」の項目は、下記項目をチェックしてください

共有者氏名     建築年     棟明細(棟詳細のみ・合計と棟明細)  
 滅失している旨(滅失年 年)     その他( )

その他確認書類	近傍類似の固定資産評価証明書交付申請書、職務上請求書、代金納付期限通知書、強制競売立書、従業員証、その他 ( )
---------	--

※職員記入欄  
記入しないでください  
発行 確認 交付

住所	住所	住所
氏名	氏名	氏名
住所	住所	住所
氏名	氏名	氏名
評公	評公	評公
資産	資産	資産
所在	所在	所在
番号	番号	番号
年度	年度	年度
通数	通数	通数
付記	付記	付記

棟明細 要 / 不要

発行

確認

家屋の評価額・相当税額などを証明します。

(証明書見本)

### 証明書(家屋)

所有者	住所 (所在地)	大阪市北区中之島1丁目3番20号			
	氏名 (名称)	大阪 太郎	共有人数	外 1名	
家屋の所在 家屋番号		種類	構造	床面積 (㎡)	令和〇年度価格 (円)
①	●●区●●1丁目●番地●	居宅	木・瓦・2 外 1棟	170.42	価格 ¥100,000
	10				
	上記1行目の内訳	居宅	木・瓦・2	155.42	価格 ¥85,000
10					
				15.00	価格 15,000
			下 余 白		

種類が「居宅」「共同住宅」、もしくは床面積の過半が「居宅」「共同住宅」である場合のみ補助対象となります。

上記のとおり固定資産課税台帳に登録されていることを証明します。

備考	行内訳の価格は、価格相当額です。
	共有物 持分2/3 氏名(名称)大阪 太郎 持分2/3 ② 氏名(名称)大阪 花子 持分1/3
	1行目 家屋番号10 登記簿上の所在 ●●1丁目●番地●号 2行目 家屋番号10 登記簿上の所在 ●●1丁目●番地●号
	1行目 昭和6年建築 ③ 2行目 昭和6年建築 3行目 昭和27年建築

②...申請者の「必要な付記事項」の「共有者氏名」をチェックした場合に記載します。  
③...申請書の「必要な付記事項」の「建築年」をチェックした場合に記載します。

税証第 〇〇- 〇〇 号  
令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

大阪市長 見本

※ ①~③ の箇所を確認するために必要な書類です。

#### <注意事項>

- ・ 建築年次と共有者氏名と棟明細が記載されているものがが必要です。
- ・ 証明書の建物所有者が死亡している場合には、建物所有者が死亡していること及び法定相続人全員が確認できる公的書類(除籍謄本等)が必要です。
- ・ 平成12年に建築されたものにあつては、建築年月日まで確認できる書類が必要です。(登記事項証明書、建築確認済証等)
- ・ 市町村から発行された原本又は写しの提出が必要です。(原本の写しが提出された場合、その原本の写しに疑義が生じた場合には原本の提示を求める場合があります。)

## ②-5 住民票（原本又は写し）

住民票		住民票	
大 阪 市 平 野 区			
世帯主	住 所	異動年月日 届出年月日	異動事由
氏名	性別	市民となった年月日	住民票コード 大阪市へ 届出の 年月日
1	記載省略	記載省略	記載省略
異動年月日	届出年月日		
異動年月日	届出年月日		
氏名	性別	市民となった年月日	住民票コード 大阪市へ 届出の 年月日
2	記載省略	記載省略	記載省略
異動年月日	届出年月日		
異動年月日	届出年月日		
氏名	性別	市民となった年月日	住民票コード 大阪市へ 届出の 年月日
3	記載省略	記載省略	記載省略
異動年月日	届出年月日		
異動年月日	届出年月日		
氏名	性別	市民となった年月日	住民票コード 大阪市へ 届出の 年月日
4	記載省略	記載省略	記載省略
異動年月日	届出年月日		
異動年月日	届出年月日		

(230)  
この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。  
令和 〇年 〇月 〇日  
大阪市●●区長 ●●●●

## ＜注意事項＞

- ・ 昭和 56 年5月 31 日以前に建築された建物の場合、補助事業者の世帯全員(直近の状態)が示された住民票を提出してください。
- ・ 交付申請の受付時点で、発行から6か月以内のものを提出してください。
- ・ 市町村から発行された原本又は写しの提出が必要です。(原本の写しが提出された場合、その原本の写しに疑義が生じた場合には原本の提示を求める場合があります。)

②-6 課税(所得)証明書 (原本又は写し)

令和8年度市民税・府民税証明書  
(令和7年中の所得証明書) (参考)

使用目的別の証明書見本

納税義務者	住所	大阪市北区中之島1丁目3番20号		
	令和8年1月1日現在住所(所在地)	同上		
	氏名	大阪 太郎		

市民税・府民税額(円)				課税標準額(計)	¥2,171,000
区分	所得割額	均等割額	税額	年税額	
市民税	¥84,700	¥3,500	¥88,200	¥111,100	
府民税	¥21,100	¥1,800	¥22,900		

所得金額(円)			
給与支払金額	¥5,436,629		( )
給与所得	¥3,808,800	以下	余白
合計	¥3,808,800	( )	( )

所得控除額(円)			
雑損	¥0	生命保険料	¥70,000
医療費	¥11,530	地震保険料	¥22,000
社会保険料	¥543,663	寡婦・寡夫・特別寡婦	¥0
小規模共済等掛金	¥0	勤労学生	¥0
		基礎	¥330,000
		合計	¥1,637,193

税額控除額(円)					
区分	市民税	府民税	区分	市民税	府民税
調整控除	¥2,000	¥500	寄附金税額控除	¥9,339	¥2,335
配当控除	¥0	¥0	外国税額控除等	¥0	¥0
住宅借入金等特別控除	¥77,640	¥19,410	配当割額・株式等譲渡所得割額控除	¥0	¥0

控除対象配偶者	扶養親族	特定	老人(内同居)	16歳未満	その他	合計(配偶者除く)	特別障がい	その他障がい	特別寡婦	寡夫	勤労学生	事業専従者
有・控配	0人	0人	0人	1人	1人	3人	本人該当	0人	0人	0人	0人	区分 **
												専従者数 0人
												給与額等 ¥0

① (備考) 空白

(参考) 指定都市以外の所得割の標準税率に基づいた税額及び税額控除額(※この項目は証明書の提出先において使用する場合があります。)

区分	所得割額	均等割額	税額	年税額
市民税	¥63,500	¥3,500	¥67,000	¥111,100
府民税	¥42,300	¥1,800	¥44,100	

区分	市民税	府民税	区分	市民税	府民税
調整控除	¥1,500	¥1,000	寄附金税額控除	¥7,004	¥4,670
配当控除	¥0	¥0	外国税額控除等	¥0	¥0
住宅借入金等特別控除	¥58,230	¥38,820	配当割額・株式等譲渡所得割額控除	¥0	¥0

上記のとおり相違ないことを証明します。

税証第 - 号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市長

見本

<注意事項>

- ・ 昭和 56 年5月 31 日以前に建築された建物の場合、補助事業者の世帯全員分の全ての項目が記載された証明書を提出してください。
- ・ 申請年度(前年中の所得)または、申請年度の前年度(前々年中の所得)の課税(所得)証明書の提出が必要です。申請年度(前年中の所得)の課税(所得)証明書は、6月1日より発行できます。
- ・ 市町村から発行された原本又は写しの提出が必要です。(原本の写しが提出された場合、その原本の写しに疑義が生じた場合には原本の提示を求める場合があります。)

## ②-7 納税証明書（原本又は写し）

市税の課税額、納付済額などを証明します。  
 (所得金額は、証明していません)

(証明書見本)

## 納税証明書

納税義務者	住所 (所在地)	大阪市北区中之島1丁目3番20号				
	氏名 (名称)	大阪 太郎				
番号	年 度 又 は 年 業 年 度 等	税 目	課 税 額	納 付 済 額	未 納 額	うち納期限 未到来額
1	令和●年度	市民税・府民税	¥255,000	¥255,000	¥0	¥0
			以下	余白		
<p>前年度の証明書であり、未納額が0円もしくは未納額＝納期限未到来額であること。          申請年度の証明書であっても、未納額(納期限未到来を含む)が0円であるものは可とする。</p>						
備考	空白					

上記のとおり相違ないことを証明します。

税証第 ○○ - ○○ 号  
 令和○○年○○月○○日

大阪市長

見本

<注意事項>

- ・ 市民税、固定資産税、都市計画税の確認ができる納税証明書を提出してください。
- ・ 原則として、前年度のものが必要です。ただし、申請年度の証明書であっても、未納額(納期限未到来を含む)が0円であるものは可とします。
- ・ 市町村から発行された原本又は写しの提出が必要です。(コピー不可)(原本の写しが提出された場合、その原本の写しに疑義が生じた場合には原本の提示を求める場合があります。)

## ②-9 同意書・印鑑登録証明書（様式あり）

(耐震除却工事事用)

令和 ● 年 4 月 10 日

大 阪 市 長

(建物所有者)

住所 **大阪市北区中之島1-3-20**

氏 名 **大阪 花子** 実印

印鑑登録証明書の住所、氏名を記入してください。

同 意 書

私が所有する下記表示の建物について、次の者が補助事業者となり、大阪市耐震診断・改修補助事業要綱に基づき耐震除却工事に係る補助事業を行うこと及び補助事業を行うことに伴い大阪市が必要な調査及び検査のために対象建物に立ち入ることに同意します。

また、本補助事業の実施において問題が生じたとしても、当事者間で解決し、大阪市に迷惑をかけません。

(補助事業者)

住所 **大阪市北区中之島1-3-20**

氏 名 **大阪 太郎**

(補助対象となる建物)

家屋の所在 大阪市 **北** 区 **中之島1丁目3番地**

家屋番号 **10**

記 固定資産(家屋)評価証明書に記載されている内容を記入。

## ＜注意事項＞

- ・ 建物所有者による申請で、公的証明書により建物所有者が1人と確認できる場合は不要です。
- ・ 建物所有者が複数(共有名義や区分所有の長屋)の場合または法定相続人が複数いる場合で、代表者による申請の場合は、補助事業者(申請者)以外の建物所有者又は法定相続人全員の方の「同意書(実印)」及び「印鑑登録証明書」の提出が必要です。
- ・ 配偶者または一親等以内の親族が補助申請を行う場合は、建物所有者(複数人いる場合は全員)の同意書(実印)と印鑑登録証明書が必要です。
- ・ 書類の訂正箇所は、二重線の上に実印を押印してください。



## ②-12 除却計画書（様式あり）

## ○除却計画書

## ▼（1）現状建物の概要

補助事業者	大阪 太郎		
所在地 (地番)	大阪市北区中之島1丁目3番地		
所在地 (住居表示)	大阪市北区中之島1-3-20		
建築年月	昭和46年		
併用住宅の場合 選択	<input checked="" type="checkbox"/>	店舗・事務所等の用途を 含む併用住宅である	<input checked="" type="checkbox"/> 床面積の過半が住宅用途である

## ▼（2）耐震診断結果

※旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票を活用する場合は記入不要

区分	上部構造 現況	
3階	X	
	Y	
2階	X	<b>0.82</b>
	Y	<b>1.20</b>
1階	X	<b>0.40</b>
	Y	<b>0.89</b>

店舗等住宅以外の用途がある場合は選択してください

旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票を活用する場合は記入不要です。

※耐震除却工事については、補助金交付通知を受けてから着手(契約を含む)してください。

## ②-13 現状の耐震診断書【容易な耐震診断調査票を活用する場合】

※ この調査票は昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅にのみ活用できます。  
(木造以外の構造部材が含まれた建物は対象外となる場合があります。)

旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票

調査日時: 令和〇年〇月〇日 午後 1時  
調査者氏名: 大阪 太郎

調査した日時と、調査を行った者の氏名を記入してください。

I) 建築物の概要

1. 建築物の所有者:	大阪 太郎
2. 建築物所在地(地名地番):	大阪市 北区中之島1-3-20
3. 階数:	1階建て

建築物の所有者、所在地、階数を記入してください。  
※建築物の所在地は固定資産(家屋)評価証明書等の公的証明書と相違ないように記入してください。

II) 前提条件の確認(いずれも必須) チェック欄

木造住宅である	該当
昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した	該当

※ 2項目のうち両方又はどちらか一方に該当しない場合は本診断の対象外となります

前提条件に該当することを確認し、「該当」と記入してください。

III) 一見して倒壊の危険性があると判断できる項目  
(1以上ある場合は倒壊の危険性があると判断)

建物全体	全体又は一部に崩壊がある	該当
	全体又は一部に傾斜や変形がある	該当
地盤・基礎	地盤沈下が生じている	該当
	基礎がコンクリート以外(玉石、石積み、ブロック等)である	該当
	基礎がコンクリートであり、ひび割れや欠損が見られる	該当
老朽・腐朽	柱、梁、壁、土台等の構造部に白蟻の被害がある	該当
	柱、梁、壁、土台等の構造部に腐朽が見られる	該当
	柱、梁、壁、土台等の構造部に損傷や欠損が見られる	該当

各項目について敷地や建築物等の状況を確認して該当する場合は、「該当」と記入。  
あくまでも目安になりますが、次ページの例示を参考にしてください。  
該当する項目についてはその状況がわかる写真を提出してください。

IV) 壁の割合  
一見して倒壊の危険性があると判断できない場合でも、壁の割合が0.8未満である場合は、倒壊の危険性があると判断できるものとする。  
※「III)一見して倒壊の危険性があると判断できる項目」において1つ以上の該当がある場合は記入不要  
※ この計算は2階建て以下の住宅の場合に実施可能、3階建て以上の住宅は他の方法で診断してください

方向	(イ)		(ロ)		(ハ)		(ニ)		(ホ)壁の割合	
	壁の長さ(m)	建物面積(m <sup>2</sup> ) ※1階の床面積	イ/ロ	必要値	イ/ロ	必要値	ハ/ニ	必要値	ハ/ニ	
X	18.5	72.00	0.26	0.27	0.26	0.27	0.96	0.27	0.96	
Y	15.0	72.00	0.21	0.27	0.21	0.27	0.78	0.27	0.78	

「III)一見して倒壊の危険性があると判断できる項目」に該当する項目がない場合に別紙の記入様式とともに記入が必要です。  
(エクセルで作成する場合、別紙を入力していただくことで、自動で入力されます。)

## Ⅲ) 一見して倒壊の危険性があると判断できる項目(例示)

箇所	項目	例
建物全体	全体又は一部に崩壊がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物全体が崩壊・落階している</li> <li>・屋根や外壁の一部が脱落している</li> <li>・柱が折れている</li> <li>・外壁に亀裂や穴が生じている</li> </ul>
	全体又は一部に変形がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物全体が傾いている</li> <li>・棟がうねっている</li> <li>・軒先が垂れている</li> <li>・柱や壁が傾いている</li> <li>・床に起伏がある</li> </ul>
地盤・基礎	地盤沈下が生じている	・土地の沈下や建物の沈下が見られる
	基礎がコンクリート以外(玉石、石積み、ブロック等)である	・基礎が玉石、石積み、ブロック、レンガ等である
	基礎がコンクリートであり、ひび割れや欠損が見られる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎がひび割れている</li> <li>・基礎の一部が欠けている</li> <li>・鉄筋の露出や鉄筋のさび汁が見られる</li> </ul>
老朽・腐朽	柱、梁、壁、土台等の構造部に白蟻の被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部材が食害されている (特に床下や小屋裏等の暗くて多湿な箇所を確認)</li> <li>・白蟻の巣がある</li> <li>・部材に虫がわいている</li> </ul>
	柱、梁、壁、土台等の構造部に腐朽が見られる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部材が湿気等により腐っている</li> <li>・部材にカビが生えている</li> </ul>
	柱、梁、壁、土台等の構造部に損傷や欠損が見られる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部材に穴がある</li> <li>・部材が欠けている</li> <li>・部材に亀裂が見られる</li> </ul>

※上記の項目において、該当する項目が1つ以上ある場合、倒壊の危険性があると判断されます。  
その場合はⅣ)壁の割合や別紙様式を記入する必要はありません。

## ＜注意事項＞

- ・調査票の前提条件を満たしていても、提出された写真では一見して倒壊の危険性があると判断できない等、容易な耐震診断調査票を活用して補助を受けることができない場合があります。
- ・その場合には、耐震技術者による耐震を実施して頂く必要があります。

※ 調査票別紙の記入例です。

※ 「Ⅲ）一見して倒壊の危険性があると判断できる項目」において 1 つ以上の該当がある場合は記入する必要はありません。

※ この計算は 2 階建て以下の住宅の場合にのみ実施可能です。3 階建て以上の住宅は耐震技術者による耐震診断を実施してください。

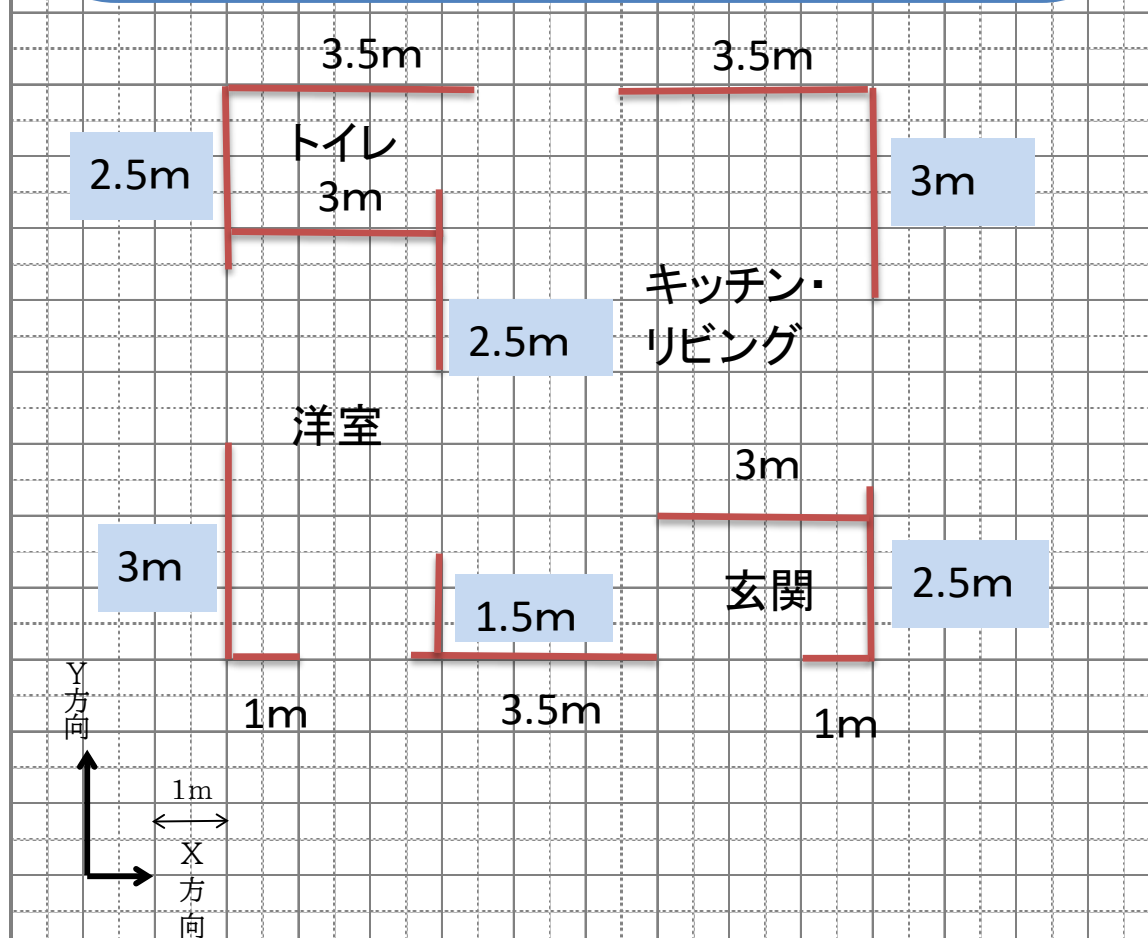
(別紙)

#### Ⅳ) 壁の割合 記入用紙

##### 壁の長さの計測

### 壁の長さを計測して記入してください。

- ・1cmで1mとして記入してください。
- ・5mm方眼です。
- ・測定した長さをそのわきに記入してください。
- ・窓、ふすま、障子、ドアなどの開口部は記入不要です。
- ・2階建ての場合は1階部分のみ記入してください。
- ・各部屋の用途を記入してください。
- ・全ての部屋(各部屋一枚以上)の内観写真を提出してください。
- ・屋根の種類が分かる外観写真を提出してください。



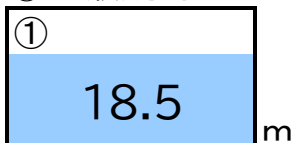
※ 調査票別紙の記入例です。

※ 「Ⅲ）一見して倒壊の危険性があると判断できる項目」において 1 つ以上の該当がある場合は記入する必要はありません。

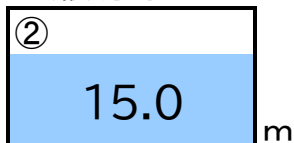
※ この計算は 2 階建て以下の住宅の場合にのみ実施可能です。3 階建て以上の住宅は耐震技術者による耐震診断を実施してください。

(イ) 壁の長さの合計

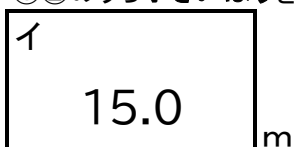
① X(横)方向



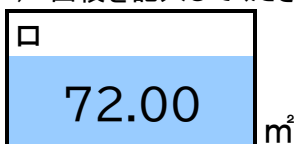
② Y(縦)方向



①②のうち小さいほうを記入してください。



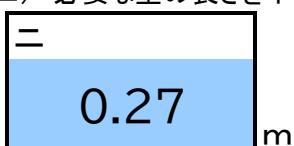
(ロ) 面積を記入してください。(2階建ての場合は1階の面積を記入してください。)



(ハ) 単位面積あたりの壁の長さ

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{イ} \\ \hline 15.0 \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{ロ} \\ \hline 72.00 \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{ハ} \\ \hline 0.21 \\ \hline \end{array}$$

(ニ) 必要な壁の長さを下の表から該当するものを選んで記入してください。



下の表から該当するものを選んで記入してください。

階数 屋根の種類	平屋	2階建
軽い屋根 (鉄板葺・石綿板葺・スレート葺等)	0.20	0.52
重い屋根 (かや葺・瓦葺等)	0.27	0.59

(ホ) 壁の割合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{ハ} \\ \hline 0.21 \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{ニ} \\ \hline 0.27 \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{ホ} \\ \hline 0.77 \\ \hline \end{array}$$

ホ < 0.8の時  
倒壊の危険性  
あり

## ②-13 現状の耐震診断書【耐震技術者による耐震診断を実施する場合】

### <注意事項>

- ・ **診断所見**(診断書には表現しきれない内容等を詳しく記入したものを添付してください)。
  - 軽い、重い、非常に重い建物と判断した理由
  - 形状割増係数を考慮したもしくは考慮しない理由(不整形建物の場合)
  - バルコニー、小屋裏物置、塔屋などがある場合の診断上の考え方(診断面積に含まない場合の理由等)
  - コンクリート基礎の場合、鉄筋の有無を判断した理由
  - 床仕様を判断した理由(現地調査写真から明らかに判断できる場合は不要)
  - 劣化ありと判断した理由
  - 壁や筋交いはあるが耐力に算入していない場合、その理由

### 診断所見(記載例)

#### 1. 建物重量

本建物は、屋根が「土葺瓦」、外壁が「土塗壁」、内壁が「石膏ボード壁」であることから、「非常に重い建物」と判断した。

#### 2. 基礎および地盤

基礎形式は、建物外周や床下の目視調査の結果、クラック等の劣化は見られなかった。また、鉄筋探査により、無筋コンクリートであることを確認した。以上より、無筋コンクリート造の布基礎として「基礎Ⅱ」として判断した。

(記載例：地盤がよい・普通の場合) 基礎や建物廻り等の状況により、特に悪い状況が確認できなかったため「よい・普通」として判断した。

(記載例：地盤が非常に悪い地盤と判定した場合) 地盤ハザード情報より第3種地盤に該当するため、「非常に悪い」として判断した。

#### 3. 形状割増係数(不整形建物の場合)

2階建ての1階については、短辺の長さが4.0m未満であるため、その階の必要耐力を1.13倍とした。

#### 4. バルコニー、小屋裏物置、塔屋等がある場合の診断上の考え方

小屋裏物置については、告示に基づき各階の必要耐力算出用面積へ加算を行う。

塔屋については、面積が建築面積の1/8以下かつ5m以下のため、階数に含めていない。

#### 5. 柱頭・柱脚接合部

柱頭・柱脚の接合部に金物の確認ができなかったことから、ほぞ差し、釘打ち、かすがい等として「接合部Ⅳ」として判断した。

#### 6. 床仕様

床下及び天井点検口からの目視調査の結果、各階「火打ち+荒板」として判断した。

#### 7. 劣化の状況

屋根葺材及び呼び樋・縦樋に変退色やずれ欠落、また、南側の外壁の一部にクラックが見られたため劣化事象として劣化点数に考慮した。なお、その他部位の劣化については、確認できなかった。

#### 8. その他

バルコニーや共用廊下の計算用床面積の算定、吹き抜け等の考慮、鉄骨階段等の局所的な非木造部材の考え方、増改築の経過等、特筆すべき事項があれば明記してください。

(記載例：鉄骨階段の場合) 鉄骨階段については、鉛直荷重を支えているのみで建物本体の木造部との接合はピン接合であることから建物本体に水平力の負担はないため、木造として耐震診断を行う。

- ・ 下記の確認ができるカラー写真を添付し、撮影場所(室名等)を記入してください。撮影できない部位がある場合は、その部位と理由(例:床下点検口なしのため等)を記入して提出してください。

#### 必要写真

##### ①住宅の形状、耐力壁や筋かい、火打ち梁等の配置等が確認できる写真

- ・ 外観(東西南北各1枚)
- ・ 内部(各部屋1枚以上、廊下や洗面所を含む)
- ・ 床下(基礎の有無を確認)
- ・ 天井裏(筋かいや火打ち、金物等の有無を確認)

##### ②住宅の劣化状況や耐力低減の根拠となる写真

- ・ 屋根(瓦の割れ・欠け・ずれ、金属板の変退色等)
- ・ 外壁、浴室壁等のひび割れの有無
- ・ 床の傾斜・たわみ
- ・ 木部の変退色
- ・ 基礎のひび割れ等

現地調査の実施においては、「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」または「2025年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」により実施するとともに、大阪府建築物震災対策推進協議会が発行しているテキストを参考にしてください。

【木造住宅の耐震診断と補強方法に基づく現地調査の注意事項(2012年改訂版)(講習会補助テキスト)】

<http://www.pref.osaka.jp/attach/2228/00092815/taisinsndanntyuyijikou.pdf>

## ②-14 耐震診断技術者の資格証の写し（様式あり）

下記のいずれかの資格を証明できる書類が必要です。

### ●耐震技術者の資格要件

建築士法の規定により登録を受けている建築士事務所に所属する建築士(⑤の受講修了者で建築士以外の者を除く)であり、次のいずれかに掲げる者であること。

	木造	非木造
耐震診断技術者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ① + ⑥</li> <li>・ ④ + ⑥</li> <li>・ ⑤</li> <li>・ ⑥（木質系工業化住宅に限る）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ② + ⑥</li> </ul>

凡例)① 規則<sup>※1</sup> 第5条第1項第1号に規定する「木造耐震診断資格者講習」<sup>※2</sup>の受講修了者

② 規則<sup>※1</sup> 第5条第1項各号のいずれかに該当する者

③ (一財)日本建築防災協会が主催する「木造住宅の耐震改修技術者講習会」の受講修了者

④ (一財)日本建築防災協会が平成 24 年度及び平成 25 年度に主催又は共催した「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」の受講修了者

⑤ (公社)大阪府建築士会等が主催する「既存木造住宅の耐震診断・改修講習会(平成 24 年度以降に開催されたものに限る。)」の受講修了者

⑥ 補助対象となる住宅の設計又は工事監理を行うことができる建築士資格を有する者

※1 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第 28 号)

※2 (一財)日本建築防災協会が平成 26 年度以降に主催する「国土交通大臣登録 耐震診断資格者講習」等

### ○耐震診断技術者について

#### (1) 耐震診断技術者について

耐震診断 技術者氏名	● ● ● ●		
所属する建築士事務所等			
会社名	株式会社○○○建築設計事務所		
各種許可登録	<input checked="" type="checkbox"/> 建築士事務所登録		
	大阪府知事登録	( ● )	第 ● ● ● ● ● 号
	知事登録	( )	第 ● ● ● ● ● 号
	<input checked="" type="checkbox"/> 建設業登録		
国土交通大臣許可	( 般 - ● ● )	第 ● ● ● ● ● 号	
大阪府知事登録	( - )	第 ● ● ● ● ● 号	
知事登録	( - )	第 ● ● ● ● ● 号	

大阪府以外で登録されている場合は、こちらに記入してください。

## ②-15 補助金交付額算出書（様式あり）

## 補助金交付額算出書＜除却工事費＞

補助事業者が1人又は代表者申請の場合

補助事業者名	大阪 太郎							
延べ面積・戸数	延べ面積	A	95.66	m <sup>2</sup>	戸数	B	1	戸

## ■除却工事費の入力

項目	金額	備考		
除却工事費（税抜）	C	2,600,000 円		
内訳	補助対象費用（税抜）	C1	2,600,000 円	補助対象建物の解体工事費
	補助対象外費用（税抜）	C2	0 円	・屋内、屋外残存物撤去費 ・樹木、屋外工作物（塀・カーポート等）の解体、処分費 等
消費税（10%）	D	260,000 円	← $D = C \times 0.1$	
除却工事費（税込）	E	2,860,000 円	← $E = C + D$	

## ■補助金交付額算出 除却工事費の算定（床面積による限度額との比較）

床面積あたりの単価の算定	F	29,898 円	← 補助対象費用（税込）÷延べ面積 $C1 \times 1.1 \div A$ （1円未満切上げ）
Fが26,400円以下の場合 （該当する場合のみ記入）	G1	0 円	← C1の金額を記入 （1円未満切捨て）
Fが26,401円以上の場合 （該当する場合のみ記入）	G2	2,295,840 円	← $26,400 \text{円} \times A \div 1.1$ （1円未満切捨て）
補助金交付額算出 除却工事費	G	2,295,840 円	← 上記G1又はG2の金額

## ■補助金交付額の算出

補助金交付額算出 除却工事費の1/3	H1	765,000 円	← $G \times 1/3$ （千円未満切捨て）
1棟あたりの補助金の算定	H2	700,000 円	← 70万円 × 戸数（B）
1棟あたりの補助金の最大金額	H3	1,400,000 円	← 一棟あたり最大140万円
補助金交付額	H	700,000 円	← 上記H1、H2、H3の低い方の金額

## ＜注意事項＞

- ・ 補助金交付決定後、補助金の額が変更となる場合は、補助金交付変更申請が必要となります。（P.34 参照）
- ・ 除却工事費のうち、仮設工事・諸経費・値引き等で補助対象費用と補助対象外費用の両方に係るものについては、按分して計上してください。

## 〔③実績報告〕に必要な書類及び記入例

### ● 提出期限

耐震除却工事が完了しましたら、速やかに提出してください。(令和9年2月26日(金)までに必ず提出してください。)

#### 変更申請および廃止申請について

- ・補助金交付決定額の減額や申請内容の大幅な変更をする場合は、変更申請が必要です。
- ・事業を止める場合は、廃止申請が必要です。(原則、令和9年1月29日(金)までに提出してください。)

### ● 提出書類一覧

③実績報告		* 下記の順番に並べて提出してください。		提出部数<2部>
1	実績報告書	様式4	補助事業者＝補助金申請者	
2	実績説明書	様式あり		
3	契約書の写し		契約日、契約者、契約金額がわかるようにしてください。契約書を作成せず、注文書、注文請書で契約行為を行っている場合は、両方の書類を添付してください。 また、耐震除却工事と一括して契約しているその他の工事がある場合は、耐震除却工事(補助対象工事)の内訳がわかるようにしてください。	
4	領収書の写し		代理受領制度を利用する場合は但し書きに、残額は市補助金を代理受領する旨を記入(記入例はP.42参照)	
5	支払を証する書類の写し		<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行窓口支払の場合 送金伝票又は振込伝票の写し(発行金融機関の印のあるもの)</li> <li>・ATM支払の場合 ATM利用明細票の写し</li> <li>・ネットバンキング支払の場合 振込み及び入出金を証する書類の写し</li> </ul>	
6	売買契約による支払いが確認できる書類の写し		売買契約書による申請の場合のみ	
7	工事写真(A4サイズの台紙に貼付または印刷すること)	カラー写真	着手前の外観写真・工事完了時の敷地写真(できるだけ同じアングルで撮影)同じ場所と分かるように、隣家等の対象物を部分的に撮影してください。(P.30参照)	
◇	変更リスト 変更前・変更後の書類	様式あり	軽微な変更があった場合のみ。 変更の内容のわかる資料(図面・見積書等)を添付してください。	
◇	補助金交付額算出書	様式あり	交付申請時と異なる場合のみ提出	

- ★ 別途、書類が必要になる場合があります。
- ★ 提出部数は計2部です(正本1部・副本1部)。副本については、コピーでも可。
- ★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。
- ★ 原本の写しが提出された場合、その原本の写しに疑義が生じた場合には原本の提示を求める場合があります。

#### <注意事項>

- ・補助金交付申請と同一の補助事業者(申請者)が申請を行う必要があります。
- ・連名での申請を行う場合、「1. 実績報告書」は連名用の様式を使用してください。

③-1 実績報告書（様式4）

様式4（第7条関係、第10条関係） 【共通】

申請日（窓口受付日）を記入してください。

令和 ● 年 10 月 5 日

大阪市長

補助事業者（所有者）の住所（公的書類に記載の住所）・氏名を記入してください。

所 大阪市北区中之島1-3-20  
補助事業者 大阪 太郎  
氏 名

### 実績報告書

補助事業が完了したので、大阪市耐震診断・改修補助事業要綱の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

※訂正がある場合は、差し替えるか、二重取り消し線の上にサイン（又は押印）してください（修正液・修正テープ等による修正は認められません）  
※捨印はご使用いただけません。

記

1 補助事業名称	大阪市耐震診断・改修補助事業	
補助事業内容	耐震除却工事費補助制度	耐震除却工事を行った建物の地名地番
2 建物所在地 （地名地番）	大阪市 北 区 中之島1丁目3番地	
3 構 造	木造 ・ 非木造	・当てはまるものに○を付けてください。 ・長屋、共同住宅の場合は、戸数を忘れず記入してください。
4 住宅の建て方	戸建住宅 ・ 長屋（戸） ・ 共同住宅（戸）	
5 階 数	2 階建て	建築基準法上の延べ面積を記入してください。
6 延 べ 面 積	95.66 m <sup>2</sup>	
7 交付決定額 又は 交付変更決定額	金 700,000 円	・交付決定通知書（交付変更決定通知書）の金額を記入してください。
8 補助金精算額	金 700,000 円	契約書の契約日を記入してください。
9 事業実施期間	令和 ● 年 9 月 1 日着手 令和 ● 年 9 月 25 日完了	領収書の日付、耐震除却工事完了日、又は交付変更決定等の通知日のうち一番遅い日を記入してください。
10 交付決定番号 （交付変更決定番号） 変更承認番号	令和 ● 年 8 月 10 日 大阪市指令都整防第 ●●●● 号 令和 年 月 日 大阪市指令都整防第 号 令和 年 月 日 大阪市指令都整防第 号	変更通知を受けられた場合は、変更の通知日と通知番号もご記入ください。
11 代理受領制度 受 任 予 定 者	※代理受領制度を利用予定の方のみご記入ください。	代理受領制度を利用する場合のみ記入

＜注意事項＞

- ・ 補助金交付申請と同一の補助事業者（申請者）が申請を行う必要があります。
- ・ 書類の訂正時にサイン（又は訂正印）を使用する場合は、委任状にサイン（又は訂正印）が必要です。

## ③-2 実績説明書（様式あり）

## ○実績説明書【耐震除却工事】

記載事項については、申請書や領収書との整合をよく確認してください。

## （1）補助事業の経過

	耐震除却工事					その他工事 ※耐震除却工事と一括で契約しているその他の工事がある場合は記入してください。								
① 交付決定通知日	令和	●	年	8	月	10	日							
② 変更通知日	令和		年		月		日							
③ 契約日	令和	●	年	9	月	1	日	令和		年		月		日
交付決定通知日以降	(契約金額 1,704,329 円)					(契約金額 _____ 円)								
④ 変更契約日	令和		年		月		日	令和		年		月		日
	(契約金額 _____ 円)					(契約金額 _____ 円)								
⑤ 工事着手日	令和	●	年	9	月	3	日							
⑥ 工事完了日	令和	●	年	9	月	24	日							
⑦ 支払日	令和	●	年	9	月	25	日	令和		年		月		日
	(支払金額 1,704,329 円)					(支払金額 _____ 円)								
	※2回以上に分けて支払った場合に記入													
	令和		年		月		日	令和		年		月		日
	(支払金額 _____ 円)					(支払金額 _____ 円)								
	令和		年		月		日	令和		年		月		日
	(支払金額 _____ 円)					(支払金額 _____ 円)								

領収書の日付と金額を記入してください。

## （2）耐震除却工事請負者

会社名	株式会社〇〇〇建設
-----	-----------

## &lt;注意事項&gt;

- ・ 記載事項については、申請書や領収書との整合をよく確認してください。



## ③-4 領収書の写し

【サンプル】

領収書

令和●年●月●日

フルネームを記入してください。

大阪 太郎 様  
(建物所在地:大阪市北区中之島1丁目3番地)

株式会社 ○○○建設  
代表取締役 ●● ●●  
〒 ●●●-●●●●  
●●●●●●●●●●●●●●-●●  
TEL ●●-●●●●●●-●●●●

金額 ￥●, ●●●, ●●●、-

(内消費税 ●●●, ●●●、-)

但 耐震除却工事費として  
上記金額正に領収いたしました

名目を忘れずに記入してください。

契約書と同一の住所を記載してください。

印紙

## ＜注意事項＞

- ・ 宛名は補助事業者(申請者、フルネーム)としてください。
- ・ 原本の写しが提出された場合、その原本の写しに疑義が生じた場合には原本の提示を求める場合があります。請負契約金額と同額であることを確認してください。契約金額の変更があった場合は、工事費用の増減が確認できる資料(変更契約書・見積書等)も添付してください。
- ・ 補助対象外工事を含む全体工事の費用で発行する場合、除却(補助対象)工事の内訳がわかるようにしてください。  
例) うち耐震除却費用 ￥●●●, ●●●- を含む
- ・ 収入印紙には押印が必要です。

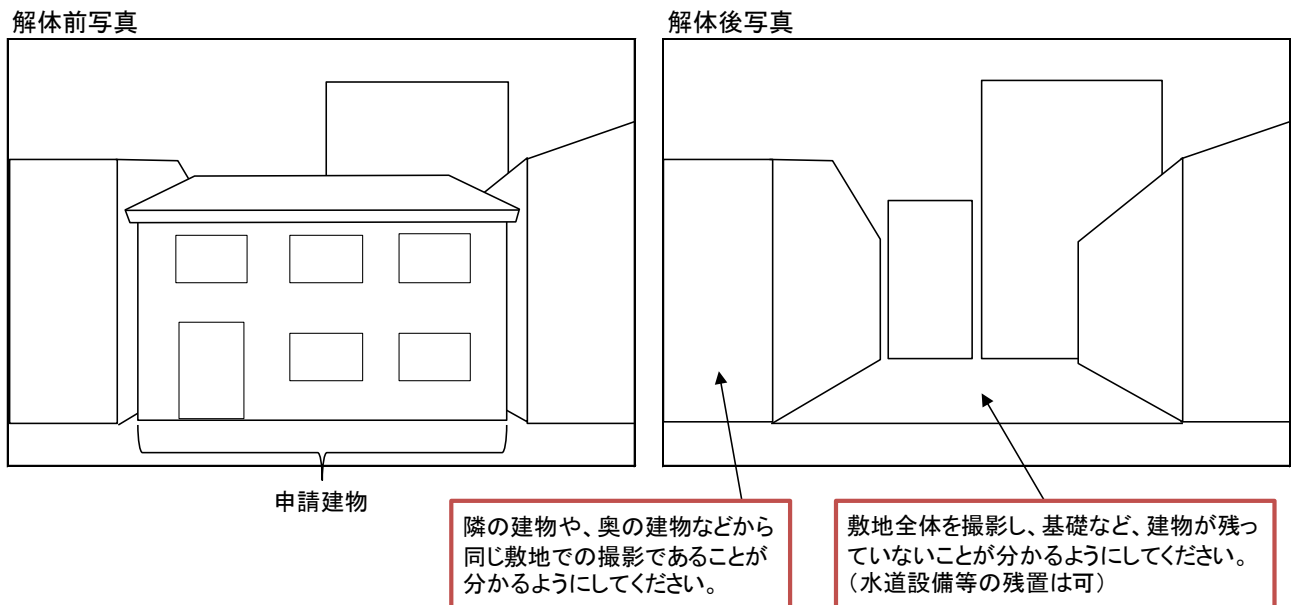
## ③-5 支払を証する書類の写し

- ・ 工事請負契約の発注者(申請者)から請負者(施工業者)へ工事代金を支払ったことが、金融機関等の第三者により公的に証明できる書類を添付してください。
- ・ 支払いは、補助事業者の名義による銀行等への振込みの方法に限ります。
- ・ 補助事業者(申請者)の名義以外の支払や現金支払、クレジットカード決済は認められません。
- ・ 支払方法によって提出書類が異なりますので、該当する書類を提出してください。

銀行窓口支払の場合	送金伝票又は振込伝票の写し(発行金融機関の印のあるもの)
ATM支払の場合	ATM利用明細票の写し
ネットバンキング支払の場合	振込み及び入出金を証する書類の写し

### ③-7 工事写真（カラー写真）

- ・ 工事写真の撮り方は、＜注意事項＞をご確認の上、提出してください。



#### ＜注意事項＞

- ・ 解体前の外観写真と、解体後（工事完了時）の敷地写真をできるだけ同じアングルで撮影し、A4サイズの台紙に貼付または印刷してください。
- ・ 申請建物だけでなく、隣地建物等も入れて写真を撮っていただくことで、建物が解体されているかを判断しています。
- ・ 写真は複数枚でも構いませんので、写真1枚で敷地全体の撮影が難しい場合は、複数枚に分けて敷地全体を撮影してください。

## 補助金交付額算出書・変更リスト（軽微な変更がある場合）

補助金交付額算出書<除却工事費>[変更]												
補助事業者が1人又は代表者申請の場合												
補助事業者名	大阪 太郎											
延べ面積・戸数	延べ面積	A	95.66	m <sup>2</sup>	⇒	A'	94.15	m <sup>2</sup>	戸数	B	1	戸
■除却工事費の入力												
項目	変更前金額		変更後金額		備考							
除却工事費（税抜）	C	2,600,000	C'	2,400,000	円							
内訳	補助対象費用（税抜）	C1	2,600,000	C1'	2,400,000	円	補助対象建物の解体工事費					
	補助対象外費用（税抜）	C2	0	C2'	0	円	・屋内、屋外残存物撤去費 ・樹木、屋外工作物（塀・カーポート等）の解体、処分費等					
消費税（10%）	D	260,000	D'	240,000	円	← D = C × 0.1						
除却工事費（税込）	E	2,860,000	E'	2,640,000	円	← E = C + D						
■補助金交付額算出 除却工事費の算定（床面積による限度額との比較）												
床面積あたりの単価の算定	F	29,898	F'	28,041	円	← 補助対象費用（税込）÷延べ面積 C1×1.1÷A（1円未満切捨て）						
Fが26,400円以下の場合 （該当する場合のみ記入）	G1	0	G1'	0	円	← C1の金額を記入 （1円未満切捨て）						
Fが26,401円以上の場合 （該当する場合のみ記入）	G2	2,295,840	G2'	2,259,600	円	← 26,400円 × A ÷ 1.1 （1円未満切捨て）						
補助金交付額算出用 除却工事費	G	2,295,840	G'	2,259,600	円	← 上記G1又はG2の金額						
■補助金交付額の算出												
補助金交付額算出用 除却工事費の1/3	H1	765,000	H1'	753,000	円	← G × 1/3 （千円未満切捨て）						
1棟あたりの補助金の算定	H2	700,000	H2'	700,000	円	← 70万円 × 戸数（B）						
1棟あたりの補助金の最大金額	H3	1,400,000	H3'	1,400,000	円	← 一棟あたり最大140万円						
補助金交付額	H	700,000	H'	700,000	円	← 上記H1、H2、H3の 低い方の金額						
変更リスト												
No.	変更箇所	変更項目		変更理由	見積書 の変更							
		変更前	変更後									
1	除却工事費の変更	2,600,000円(税抜)	2,400,000円(税抜)	見積内容の変更	有り							

## ＜注意事項＞

- ・ 除却工事費のうち、仮設工事・諸経費・値引き等で補助対象費用と補助対象外費用の両方に係るものについては、按分して計上してください。
- ・ 変更前、変更後の図書を添付し、変更後の図書には変更箇所が分かるようマーク又は表示をしてください。
- ・ 交付変更申請または変更承認申請を行っている場合は、当該変更申請時の変更リスト(P.36)も添付してください。

## 〔④補助金の請求〕に必要な書類及び記入例

### ● 提出期限

額確定通知を受領した後、速やかに提出してください。(令和9年4月30日(金)まで)

※提出が4月下旬となる場合は、必ず事前に窓口までお知らせください。

### ● 提出書類一覧

④補助金の請求		提出部数<2部>
1	請求書	様式あり

★ 提出部数は計2部です。(正本1部・副本1部)

★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。

補助金は、請求書到着後、不備がなければ30日以内にご指定の口座に振り込まれます。  
(振込日の通知はありません。)

※郵送等で提出された請求書で、不備や訂正がある場合は受付できません。

原則として、正しく記載された請求書を再提出してください。ただし、請求印(補助事業者本人のもの)が押印されており、訂正箇所と同じ印鑑を訂正印として押印している場合は受け付けることができます。(再提出や訂正を行う場合は、提出日も訂正してください。)

(捨印やサインでの訂正は認められませんのでご注意ください。)

※提出された時点で、請求書右上の日付が6日以上前の日付である場合は、原則として再提出又は日付を訂正していただきます。

### <注意事項>

- ・ 補助事業者が複数の場合は、それぞれ請求する必要があります。
- ・ 請求者が法人及び団体等の場合は、振込口座名義にご注意ください。(下表参照)

受取人名称(請求者名)	振込口座名義	適否
株式会社A 代表取締役 大阪太郎	株式会社A 代表取締役 大阪太郎	○
株式会社A 代表取締役 大阪太郎	株式会社A	○
株式会社A 代表取締役 大阪太郎	大阪太郎	×



## [補助金交付変更申請・変更承認申請]に必要な書類及び記入例

○工事中、補助金の交付申請内容を変更する必要がある場合は、補助金交付変更申請(補助金額の変更を伴う場合)または変更承認申請(補助金額の変更を伴わない場合)が必要となりますので、速やかに窓口(表紙記載)に連絡し、変更内容をお聞かせください。なお、内容によっては、申請が不要場合があります。

○ **変更の手続きが必要になる場合** (代表的な事例)

- ・補助金交付決定額の減額 ⇒ **補助金交付変更申請**
- ・上記以外の大幅な変更 ⇒ **変更承認申請**

変更の手続きを行わずに、耐震除却工事を行った場合、補助を受けられなくなる場合があります。また、補助事業内容の変更により、補助対象工事金額が増額し契約金額が上がる場合であっても、補助金交付決定額の増額変更はできません。

### ● 提出期限

速やかに提出してください。(原則、令和9年1月29日(金)まで)

### ● 提出書類一覧 (補助金額の変更を伴う場合)

補助金交付変更申請		* 下記の順番に並べて提出してください。		提出部数<2部>
1	補助金交付変更申請書	様式 20		
2	当初契約の契約書の写し		契約日、契約者、契約金額がわかるようにしてください。契約書を作成せず、注文書、注文請書で契約行為を行っている場合は、両方の書類を添付してください。また、耐震除却工事と一括して契約しているその他の工事がある場合は、耐震除却工事(補助対象工事)の内訳がわかるようにしてください。	
3	補助金交付申請額算出書・変更リスト	様式あり		
4	変更前・変更後の書類		変更のあった箇所(診断書・見積書等の資料)と変更後で何がどのように変更したか、わかりやすく表現してください。	

- ★ 別途、書類が必要になる場合があります。
- ★ 提出部数は計2部です(正本1部・副本1部)。副本については、コピーでも可。
- ★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。

### <注意事項>

- ・ 補助金交付申請と同一の補助事業者(申請者)が申請を行う必要があります。
- ・ 連名での申請を行う場合、「1. 補助金交付変更申請書」は連名用の様式を使用してください。

補助金交付変更申請書(様式 20)

〈補助金額の変更を伴う場合〉

様式20 (第14条の2 関係) 【共通】

申請日(窓口受付日)を記入してください。

令和 ● 年 10 月 10 日

補助事業者(所有者)の住所(公的書類に記載の住所)・氏名を記入してください。

大阪市 市長 住所 **大阪市北区中之島1-3-20**

補助事業者 氏名 **大阪 太郎**

補助金交付決定通知書等の右上の「日付」と「番号」を記入してください。(既に変更通知を受けられたことがある場合は変更通知書の「日付」と「番号」を記入してください。)

補助金交付変更申請書

令和 ● 年 8 月 10 日付け大阪市指令都整防第 ●●●●● 号にて通知を受けた補助事業について、交付変更を受けたいので、大阪市耐震診断・改修補助事業要綱の規定に基づき、下記のとおり申請します。

※訂正がある場合は、差し替えるか、二重取り消し線の上にサイン(又は押印)してください(修正液・修正テープ等による修正は認められません)  
※捨印はご使用いただけません。

1	補助事業名称 交付決定済の補助事業内容	大阪市耐震診断・改修補助事業 耐震除却工事費補助制度	申請をしている建物の地名地番														
2	建物所在地 (地名地番)	大阪市 <b>北</b> 区 <b>中之島1丁目3番地</b>	変更前の金額を記入してください。														
3	交付変更申請額	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">交付決定額</td> <td style="width: 50%;">金 <b>700,000</b> 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>契約予定金額 ●, ●●●, ●●● 円(税込)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>うち補助対象費用 ●, ●●●, ●● 円</td> </tr> <tr> <td>見積書の金額(全体工事費)</td> <td>交付変更申請額 金 <b>650,000</b> 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>契約予定金額 ●, ●●●, ●●● 円(税込)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>うち補助対象費用 ●, ●●●, ●●● 円</td> </tr> <tr> <td>契約予定金額のうち補助対象となる耐震除却工事費(税抜)</td> <td>差引 金 <b>-50,000</b> 円</td> </tr> </table>	交付決定額	金 <b>700,000</b> 円		契約予定金額 ●, ●●●, ●●● 円(税込)		うち補助対象費用 ●, ●●●, ●● 円	見積書の金額(全体工事費)	交付変更申請額 金 <b>650,000</b> 円		契約予定金額 ●, ●●●, ●●● 円(税込)		うち補助対象費用 ●, ●●●, ●●● 円	契約予定金額のうち補助対象となる耐震除却工事費(税抜)	差引 金 <b>-50,000</b> 円	変更後の金額を記入してください。
交付決定額	金 <b>700,000</b> 円																
	契約予定金額 ●, ●●●, ●●● 円(税込)																
	うち補助対象費用 ●, ●●●, ●● 円																
見積書の金額(全体工事費)	交付変更申請額 金 <b>650,000</b> 円																
	契約予定金額 ●, ●●●, ●●● 円(税込)																
	うち補助対象費用 ●, ●●●, ●●● 円																
契約予定金額のうち補助対象となる耐震除却工事費(税抜)	差引 金 <b>-50,000</b> 円																
4	変更する内容及びその理由	<div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>	差額を記入してください。														

変更する内容とその理由を簡潔に記入してください。

〈注意事項〉

- ・ 補助金交付決定額の変更が伴う場合の様式です。
- ・ 書類の訂正時にサイン(又は訂正印)を使用する場合は、委任状にサイン(又は訂正印)が必要です。

## 補助金交付額算出書・変更リスト

補助金交付額算出書<除却工事費>[変更]												
補助事業者が1人又は代表者申請の場合												
補助事業者名	大阪 太郎											
延べ面積・戸数	延べ面積	A	95.66	m <sup>2</sup>	⇒	A'	94.15	m <sup>2</sup>	戸数	B	1	戸
■除却工事費の入力												
項目		変更前金額		変更後金額		備考						
除却工事費(税抜)	C	2,600,000		1,950,000		円						
内訳	補助対象費用(税抜)	C1	2,600,000		1,950,000		円 補助対象建物の解体工事費					
	補助対象外費用(税抜)	C2	0		0		円 ・屋内、屋外残存物撤去費 ・樹木、屋外工作物(塀・カーポート等)の解体、処分費等					
	消費税(10%)	D	260,000		195,000		円 ← D = C × 0.1					
除却工事費(税込)	E	2,860,000		2,145,000		円 ← E = C + D						
■補助金交付額算出用 除却工事費の算定(床面積による限度額との比較)												
床面積あたりの単価の算定	F	29,898		22,783		円 ← 補助対象費用(税込) ÷ 延べ面積 C1 × 1.1 ÷ A (1円未満切上げ)						
Fが26,400円以下の場合 (該当する場合のみ記入)	G1	0		1,950,000		円 ← C1の金額を記入 (1円未満切捨て)						
	G2	2,295,840		0		円 ← 26,400円 × A ÷ 1.1 (1円未満切捨て)						
補助金交付額算出用 除却工事費	G	2,295,840		1,950,000		円 ← 上記G1又はG2の金額						
■補助金交付額の算出												
補助金交付額算出用 除却工事費の1/3	H1	765,000		650,000		円 ← G × 1/3 (千円未満切捨て)						
1棟あたりの補助金の算定	H2	700,000		700,000		円 ← 70万円 × 戸数(B)						
1棟あたりの補助金の最大金額	H3	1,400,000		1,400,000		円 ← 一棟当たり最大140万円						
補助金交付額	H	700,000		650,000		円 ← 上記H1、H2、H3の 低い方の金額						
変更リスト												
No.	変更箇所	変更項目		変更理由	見積書 の変更							
		変更前	変更後									
1	除却工事費の変更	2,600,000円(税抜)	1,950,000円(税抜)	見積内容の変更	有り							

## &lt;注意事項&gt;

- ・ 除却工事費のうち、仮設工事・諸経費・値引き等で補助対象費用と補助対象外費用の両方に係るものについては、按分して計上してください。
- ・ 変更前、変更後の図書を添付し、変更後の図書には変更箇所が分かるようマーク又は表示をしてください。

● 提出書類一覧（補助金額の変更を伴わない場合）

変更承認申請		* 下記の順番に並べて提出してください。		提出部数<2部>
1	変更承認申請書	様式 10	補助金額の変更が無しの場合	
2	変更リスト	様式あり	記載例は P36 参照	
3	変更前・変更後の書類 (見積書の写しを含む)		変更のあった箇所(図面・診断書・見積書等の資料)と変更後で何がどのように変更したか、わかりやすく表現してください。	

- ★ 別途、書類が必要になる場合があります。
- ★ 提出部数は計 2 部です（正本 1 部・副本 1 部）。副本については、コピーでも可。
- ★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。

<注意事項>

- ・ 補助金交付申請と同一の補助事業者(申請者)が申請を行う必要があります。
- ・ 連名での申請を行う場合、「1. 変更承認申請書」は連名用の様式を使用してください。

## 変更承認申請書(様式 10)

〈補助金額の変更を伴わない場合〉

様式10 (第14条関係) 【共通】

申請日(窓口受付日)を記入してください。

令和 ● 年 10 月 10 日

補助事業者(所有者)の住所(公的書類に記載の住所)・氏名を記入してください。

大 阪 市 長 住 所 補 助 事 業 者 氏 名

大 阪 市 北 区 中 之 島 1 - 3 - 2 0

大 阪 太 郎

補助金交付決定通知書等の右上の「日付」と「番号」を記入してください。  
(既に変更通知を受けられたことがある場合は変更通知書の「日付」と「番号」を記入してください。)

変更承認申請書

令和 ● 年 8 月 10 日付け大阪市指令都整防第●●●●●号にて通知を受けた補助事業  
について、大阪市耐震診断・改修補助事業要綱の規定に基づき、下記のとおり変更の承認を  
申請します。

※訂正がある場合は、差し替えるか、二重取り消し線の上にサイン(又は押印)してください  
(修正液・修正テープ等による修正は認められません)  
※捨印はご使用いただけません。

記

1	補 助 事 業 名 称 補 助 事 業 内 容	大阪市耐震診断・改修補助事業 耐震除却工事費補助制度	申請をしている建物の 地名地番
2	建 物 所 在 地 ( 地 名 地 番 )	大阪市 北 区 中 之 島 1 丁 目 3 番 地	
3	変 更 す る 内 容 及 び そ の 理 由	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">           変更する内容とその理由を簡潔に 記入してください。         </div>	

## 〈注意事項〉

- ・ 補助金交付決定額の変更が伴わない場合の様式です。
- ・ 書類の訂正時にサイン(又は訂正印)を使用する場合は、委任状にサイン(又は訂正印)が必要です。

## 補助事業を廃止する場合に必要な書類及び記入例

交付決定を受けた後に、補助事業を廃止する(取りやめる)場合は、廃止承認申請が必要となりますので、速やかに窓口(表紙記載)に連絡し、手続きを行ってください。

### ● 提出期限

速やかに提出してください。(原則、令和9年1月29日(金)まで)

### ● 提出書類一覧

廃止承認申請		*下記の順番に並べて提出してください。		提出部数<2部>
1	廃止承認申請書	様式 11		

- ★ 別途、書類が必要になる場合があります。
- ★ 提出部数は計2部です(正本1部・副本1部)。副本については、コピーでも可。
- ★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。

### <注意事項>

- ・ 補助金交付申請と同一の補助事業者(申請者)が申請を行う必要があります。
- ・ 交付申請後かつ交付決定前に取り止める場合は、「申請辞退届」が必要です。様式は窓口へご請求ください。
- ・ 連名での申請を行う場合、「1. 廃止承認申請書」は連名用の様式を使用してください。

# 廃止承認申請書(様式 11)

様式11 (第14条関係) 【共通】

申請日(窓口受付日)を記入してください。

令和 ● 年 10 月 10 日

補助事業者(所有者)の住所(公的書類に記載の住所)・氏名を記入してください。

大 阪 市 長 住 所 **大阪市北区中之島1-3-20**

補 助 事 業 者 氏 名 **大阪 太郎**

補助金交付決定通知書等の右上の「日付」と「番号」を記入してください。  
(既に変更通知を受けられたことがある場合は変更通知書の「日付」と「番号」を記入してください。)

**廃止承認申請書**

令和 ● 年 8 月 10 日付け大阪市指令都整防 第●●●●●号にて通知を受けた補助事業について、大阪市耐震診断・改修補助事業要綱の規定に基づき、下記のとおり廃止の承認を申請します。

※訂正がある場合は、差し替えるか、二重取り消し線の上にサイン(又は押印)してください  
(修正液・修正テープ等による修正は認められません)  
※捨印はご使用いただけません。

記

1	補 助 事 業 名 称 補 助 事 業 内 容	大阪市耐震診断・改修補助事業 耐震除却工事費補助制度	申請をしている建物の 地名地番
2	建 物 所 在 地 ( 地 名 地 番 )	大阪市 <b>北</b> 区 <b>中之島1丁目3番地</b>	
3	補 助 事 業 の 現 状	<input checked="" type="radio"/> 未着手 <input type="radio"/> 着手済	どちらかに○をつけてください。
		※どちらかに○をつけてください	
4	廃 止 の 理 由	廃止する理由を簡潔に記入してください。	

## 代理受領の手続きについて

「代理受領」とは、補助金額の確定後に補助事業者が契約金額から補助金額を差し引いた額を事業者へ支払い、補助金を申請者に代わって事業者が代理で請求及び受領する制度です。

次の書類が追加で必要となります。詳しくは窓口(表紙記載)までお問い合わせください。

### ● 追加書類一覧

③実績報告書類と合わせて提出			提出部数<2部>
代1	領収書の写し		
④補助金の請求書類と合わせて提出			提出部数<2部>
代1	代理請求及び代理受領委任状	様式 25	
代2	補助事業内訳説明書	様式あり	

★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。



## ④-代 1 代理請求及び代理受領委任状（様式 25）

様式25（第28条関係） 【共通】

記入日をご記入ください  
令和 ● 年 11 月 15 日

大 阪 市 長

**代理請求及び代理受領委任状**

補助金額確定通知書の右上の「日付」と「番号」を記入してください。

私は、令和 ● 年 11 月 5 日付け大都整防第●●●●●号にて補助金額の確定の通知を受けた補助金（金 **700,000** 円）にかかる請求及び受領について、次のとおり委任します。

記

確定補助金額を記入してください。

補助事業者（申請者）の  
・住所（公的書類に記載の住所）  
・氏名（申請と同じ漢字）  
を記入してください。

委任者（補助事業者）

住 所 **大阪市北区中之島1-3-20**

氏 名 **大阪 太郎**

上記の権限の委任を受ける事を承諾します。

耐震除却工事を行った事業者の住所・会社名・代表者氏名を記入してください。

受任者

住 所 **大阪市○区△△ ×丁目○番△号**

会 社 名 **株式会社○○○建設**

代表者氏名 **代表取締役 淀屋橋 一郎**

代表者の肩書きも必ず記入してください。

(お願い)

- ・委任者の方へ  
この委任状は、補助金額確定後に受任者へお渡しください。
- ・受任者の方へ  
この委任状は、補助金を請求する際に必ず必要となりますので、必要事項を記入のうえ、「請求書」と併せて提出してください。

## ＜注意事項＞

- ・ ④補助金の請求書類と合わせて提出してください。
- ・ 委任状に誤記がある場合は、正しいものに差しかえるか、サイン(又は訂正印)により訂正(代理人と委任者(補助事業者)両者のサイン(又は押印)が必要)してください。

## ④-代 2 補助事業内訳説明書（様式あり）

令和 ● 年 11 月 15 日

記入日をご記入ください

### 補助事業内訳説明書

＜補助金請求及び受領の権限を受任した事業者＞

- ・住所
- ・会社名
- ・代表者氏名(肩書きも必ず記入してください)

住所 **大阪市○区△△ ×丁目○番△号**

会社名 **株式会社○○○建設**

代表者氏名 **代表取締役 淀屋橋 一郎**

補助金額確定通知書の右上の「日付」と「番号」を記入してください。

私は、令和 ● 年 11 月 5 日付け大都整防第●●●●●号にて補助金額の確定の通知を受けた補助金にかかる請求及び受領について、補助事業に要した費用から補助金額を差し引いた金額を次のとおり請求及び受領しました。

記

1	補助事業名称	大阪市耐震診断・改修補助事業	
2	契約金額	金 ●, ●●●, ●●● 円 (税込)	
3	確定補助金額	金 <b>700,000</b> 円	契約金額から確定補助金額を差し引いた金額を記入してください。
4	差引金額	金 ●, ●●●, ●●● 円	

記入日をご記入ください

令和 ● 年 11 月 15 日

支払日をご記入ください

私は、令和 ● 年 ● 月 ● 日に上記差引金額を確かに上記事業者へ支払いました。

補助事業者(申請者)の  
・住所(公的書類に記載の住所)  
・氏名(申請と同じ漢字)  
を記入してください。

住所 **大阪市北区中之島1-3-20**

補助事業者氏名 **大阪 太郎**

## ＜注意事項＞

- ・ ④補助金の請求書類と合わせて提出してください。
- ・ 誤記がある場合は、正しいものに差しかえるか、サイン(又は訂正印)により訂正(代理人と委任者(補助事業者)両者のサイン(又は押印)が必要)してください。